

# 静岡県重度障害者対応グループホーム整備費補助金交付要綱

## 第1 趣旨

知事は、障害者の地域生活への移行を促進するため、重度障害者対応グループホームを整備する法人（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

## 第2 定義

- (1) この要綱において「重度障害者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第21条の規定により認定される障害支援区分が4（50歳以上の者にあつては3）以上のものをいう。
- (2) この要綱において「重度障害者対応グループホーム」とは、障害者総合支援法第36条の規定による共同生活援助事業所であつて、利用者の8割以上が重度障害者であるものをいう。

## 第3 交付の対象及び基準額、補助率等

### (1) 交付の対象

この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表に定める事業とする。

### (2) 交付の対象経費、基準額、補助率等

この補助金の交付の対象経費、基準額及びこれに対する補助率は、別表のとおりとする。ただし、次の各号に掲げる経費については補助の対象としない。

ア 土地の買収及び整地に要する経費

イ 既存の建物の買収に要する経費

ウ 土地及び建物の借りに要する経費

エ その他重度障害者対応グループホーム整備費として適当と認められない経費

## 第4 交付額の算定方法

この補助金の交付額は、別表の基準額と対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額の範囲内の額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額）とする。

## 第5 交付の申請

### (1) 提出書類 各1部

ア 交付申請書（様式第1号）

イ 事業計画書（様式第2号）

ウ 申請額算出内訳書（様式第3号）

エ 収支予算書（様式第4号）

オ 資金状況調べ（様式第5号）（概算払承認申請をする場合に限る。）

カ その他知事が必要と認める資料

(2) 提出期限

別に定める日まで

## 第6 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分の変更（当該事業費の額の20パーセント以下の変更を除く。）をしようとする場合には、知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならないこと。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間内において、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならないこと。
- (6) 知事の承認を受けて(5)の財産を処分することにより収入及び補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除額があった場合には、その収入及び補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除額の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (8) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならないこと。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (9) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。
- (10) 補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないこと。
- (11) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、静岡県社会福祉施設等施設整備費補助金、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金、公益財団法人JKA若しくは公益財団法人日本財団の補助金、その他の補助金の交付を受けてはならないこと。
- (12) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方

消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式9号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならないこと。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがあること。

- (13) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならないこと。
- (14) 補助事業者が(1)から(13)に付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがあること。

## 第7 変更の承認申請

提出書類 各1部

- ア 変更承認申請書（様式第6号）
- イ 変更事業計画書（様式第2号）
- ウ 変更申請額算出内訳表（様式第3号）
- エ 変更収支予算書（様式第4号）
- オ その他知事が必要と認める資料

## 第8 実績報告

- (1) 提出書類 各1部

- ア 実績報告書（様式第7号）
- イ 事業実績報告書（様式第2号）
- ウ 精算額算出内訳表（様式第3号）
- エ 収支決算書（様式第4号）
- オ その他知事が必要と認める資料

- (2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日（第6の(3)により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知が到達した日から起算して30日を経過した日）又は翌年度の4月10日のいずれか早い日まで

## 第9 請求の手続

### (1) 提出書類 1部

請求書（様式第8号）

### (2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

## 第10 概算払いの請求手続

提出書類 各1部

ア 概算払請求書（様式第8号）

イ 資金状況調べ（様式第5号）

## 第11 施設の利用状況等報告

(1) 補助事業者は、事業の実施年度の翌年度から3年間、3月31日時点の施設の利用状況等を、各年度の翌年度の4月30日までに知事に対して様式10号により報告するものとする。

(2) 知事は、(1)の調査の結果、必要と判断した場合は、補助事業者に対して書面調査等を実施することができるものとし、補助事業者はこれを拒んではならないものとする。

(3) 知事は、(2)の調査の結果、補助事業者に対して、必要な改善を指示する事ができるものとする。

## 第12 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和6年度分の補助金から適用する。

## 別表

1 補助事業者	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
静岡県内(静岡市及び浜松市を除く。)に重度障害者対応グループホームを設置する法人(地方自治体を除く。)	10,000 千円 (原則として事業所毎に適用するが、県が必要と認めた場合は、住居ごとに適用することができる。)	重度障害者が利用することで必要となる、施設整備や設備整備等に要する経費 (介護用リフト・特殊浴槽設置費、バリアフリー工事費、その他県が必要と認めるもの)	3分の2